第28回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(R3.4.27) 結果

- 1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて
- (1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和3年4月28日(水)から令和3年5月11日(火)まで

市が主催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、原則、中止、 延期又は規模縮小等とする。

ただし、この期間に実施する必要があり、やむを得ず開催する場合は、感染拡大防止策を十分に講じたうえで実施する。

※指定管理者に対しては市の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

(2) 市施設の取扱い

ア 屋内施設及び屋外施設について

【期 間】令和3年4月28日(水)から令和3年5月11日(火)まで

- ・閉館時間を午後8時とする。
- ・施設を使用する場合は、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう、引き続き強く要請する。
- ※既に予約が入っている場合であっても、原則、午後8時以降の時間帯を含む区分の利用は不可(午後8時で閉館)とする。なお、申し出により、午後8時までの利用を希望する場合は、使用料の減額等を行わないことを条件に利用を許可する。
- イ 市有施設の屋外照明等(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯 【期 間】令和3年4月28日(水)から令和3年5月19日(水)まで
- 2 外出自粛要請等の取組について

【期 間】令和3年4月28日(水)から令和3年5月19日(水)まで

・防災行政無線及び越谷 city メール等にて不要不急の外出自粛要請を行う。